

1 動物の保護管理に関する事業

(1) 県内収容頭数及び措置状況（和歌山市除く）

①収容状況

単位：頭・匹

		狂犬病	動愛法			計	前年度からの継続飼養
		抑留	所有者引取	拾得者引取	負傷収容		
犬	成	104	40	44	5	193	19
	幼		4	3	1	8	6
	計	104	44	47	6	201	25
猫	成		73	123	43	239	15
	幼		18	864	99	981	5
	計		91	987	142	1220	20
その他	成				0	0	1
	幼				0	0	0
	計				0	0	1

*狂犬病抑留：狂犬病予防法に基づく犬の抑留

*動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取（警察からの依頼含む）、負傷動物の収容）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	39	25	1	9	19	98	191	21
	幼		0	0	8	1	4	13	1
	計	39	25	1	17	20	102	204	22
猫	成		2	1	6	101	140	250	4
	幼		0	0	107	468	401	976	10
	計		2	1	113	569	541	1226	14
その他	成		0	0	0	1	0	1	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	1	0	1	0

*返還：「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護に及び管理に関する法律」に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

*引取取り下げ：動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げたもの